

市長会見の項目（概要）

と き：令和元年 6 月 20 日(木) 14：00～

ところ：市政記者室

■ 空家利活用改修補助事業を創設し、受付を開始します

<担当：都市整備局市街地整備部住環境整備課 電話：06-6208-9215>

【フリップあり】

◆大阪市の空家数は平成 25 年の統計調査で約 28 万戸、空家率は 17.2%で、全国平均 13.5%と比べて高い水準となっており、増加傾向にある。

◆空家対策が全国的にも課題となるなか、本市では平成 28 年 11 月に「大阪市空家等対策計画」を策定し、地域・住民に近い区役所と関係局等が連携しながら様々な空家等対策を進めている。

◆この度、住宅ストックの有効活用や特定空家の発生抑制などの観点から、より一層空家の利活用を促進するため、改修工事等に対する補助制度を創設する。

◆耐震性の確保など一定の条件を満たす空家を対象として、「住宅再生型」と「地域まちづくり活用型」の 2 つの補助制度を 6 月 24 日（月）から区役所などで受付開始する。

◆改修後も住宅として活用する「住宅再生型」は、良質な住宅ストックの形成のための省エネ化やバリアフリー化といった住宅の性能向上に資する改修工事費用に対して補助を行う。

◆地域まちづくりに資する用途に改修する「地域まちづくり活用型」は、非営利団体等がまちづくり活動を行うための改修工事費用に対して補助を行う。

- ・住宅再生型：性能向上に資する改修工事費用の1/2（最高75万円）
 - ・地域まちづくり活用型：地域まちづくりに資する改修工事費用の1/2（最高300万円）
- ※上記以外にインスペクション（既存住宅状況調査）や耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用にも補助。

◆新たな補助制度の創設により、空家の利活用による良質な住宅ストックの形成や地域まちづくりの活性化を図っていきたいと考えている。